

公立大学法人大阪市立大学
理事長 西澤 良記 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 松本 和彦

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年8月11日付け大市大商第13号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

公立大学法人大阪市立大学（以下「実施機関」という。）が平成22年6月16日付け大市大商第7号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、非開示とした部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成22年6月2日、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「平成22年度大阪市立大学商学部の入試における数学の特定受験生の答案」の開示を求めるといふ旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報記録されている公文書として、「請求者に係る、大阪市立大学個別学力検査（前期日程）数学答案」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、解答欄及び採点欄を開示しない理由を次のとおり付して、条例第23条第1項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第19条第6号に該当
（説明）」

記述式問題に対する採点済答案を開示すると、配点や採点方法・評価基準等に係る機微な事項が推測され、試験の評価に個別の意見が寄せられるなどした結果、試験全体の評価の信頼性・中立性が損なわれ、無用の混乱が生じる可能性がある。ま

た、技術的な受験対策を図ることが可能となって、今後の入試問題作成にも影響が生じ、入試業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年6月23日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

数学の入学試験は、数学的な思考力・計算力等の数学の総合的な力を問うものであり、各設問に対して解を作成する記述形式の試験で、大問4題からなっている。

本件文書は、平成22年2月25日実施の「平成22年度大阪市立大学個別学力検査（前期日程）」数学の解答用紙であり、氏名・学部・受験番号・問題番号・解答欄・採点欄という情報から構成されており、これらの情報のうち、解答欄と採点欄については、条例第19条第6号に基づき非開示としている。

2 争点

異議申立人は、本件決定を取り消し、全部の開示を求める旨の異議申立てを行っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件保有個人情報の条例第19条第6号該当性の問題である。

3 部分開示とした理由

異議申立人は別途行った開示請求により、数学の成績は既に判明していることから、「解答用紙の開示」による今後の入試業務への影響は考えられないと主張しているが、記述式であるため、採点後の解答用紙は正解、不正解にかかわらず公にすることにより、答案の採点方法・評価基準等に係る機微にわたる情報が推測され、そのことが受験者の解答の仕方等に影響を与えることになり、加えて、今後の入学試験における採点や評価の仕方、ひいては問題の作成方法にも影響を与えるおそれがある。

また、本学の入学試験は、その大半が記述式であるため、仮に不正解であることを理由に記述式の採点済答案が開示されると、今後、他の受験生から同種の請求が出される可能性も予想されることから、受験生や予備校等が情報を収集して集約するなどの動きが懸念され、どのような基準で不正解と判断するのかといった評価基準等が推測されることとなる。また、これらの情報により受験生が入学試験対策を図る上で極めて有利になることが考えられ、本来なら多岐にわたるべき記述式問題の解答がパターン化され、大学側の受験生の能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがある。さらに、試験の評価に個別の意見が寄せられるなどした結果、試験全体の評価の信頼性・中立性が損なわれ、無用の混乱が生じる可能性もある。

また、学部入試に関する国立大学協会の方針として示されている「国立大学の入

試情報開示に関する基本的な考え方」(平成17年6月15日改正版)では、請求者本人に対しても、答案が非開示とされている現状を踏まえて本件決定を行った。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

平成22年度入学試験個人別成績の開示や内規の教示等により、本件特定受験生(異議申立人はその法定代理人である)の数学の成績は既に分かっており、解答欄及び採点欄を開示したところで、今回開示しない理由となっている今後の入試問題作成にも影響が生じ、入試業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは全く考えられない。

大阪市立大学が理由として挙げているものは、推測に基づく抽象的な可能性以外の何ものでもなく、相当の蓋然性があるとは全く考えられない。

公立大学であるにもかかわらず国立大学協会の方針を持ち出すなど、今回の件を真摯に、個別に検証しようとしたとはとても考えられない。

答案の内容開示が出来ないということになれば、入試判定の異議申立て(救済措置)が出来ない現状においては、採点・判定は大学側の一方的な裁量に委ねるしかなくなる。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な権利を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、平成22年2月25日実施の「平成22年度大阪市立大学個別学力検査(前期日程)」における数学の解答用紙であり、氏名・学部・受験番号・問題番号・解答欄・採点欄という情報から構成されており、実施機関は、これらの情報のうち、「解答欄」及び「採点欄」(以下「本件各情報」という。)については、条例第19条第6号に基づき非開示としている。

3 争点

実施機関は、本件各情報について、条例第19条第6号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、全部を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各情報の条例第19条第6号該当性である。

4 条例第19条第6号該当性について

(1) 条例第19条第6号について

条例第19条第6号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関しては、「ウ 個人の評価…に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならない。

(2) 「解答欄」及び「採点欄」について

実施機関によると、「解答欄」には、受験生の問題に対する解答が記載されており、採点時には、一定の基準により、採点者がコメントや部分点・減点等を直接書き込むこととしており、また、「採点欄」には、大問ごとの素点が記載されているとのことであった。

さらに、当審議会が、評価基準や採点方法について実施機関に聴取したところ、受験者間で不公平が生じないよう一定の基準により採点を行っているとのことであった。

(3) 実施機関の主張について

実施機関は、「解答欄」を開示すると、答案の採点方法・評価基準等に係る機微にわたる情報が推測され、今後の入学試験における採点や評価の仕方、ひいては問題の作成方法にも影響を与えるおそれがあり、さらには、他の受験生や予備校等が情報を収集して集約するなど、本来なら多岐にわたるべき記述式問題の解答がパターン化され、大学側の受験生の能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあると主張している。

大学入学試験に対する関心の高さや、受験予備校が各学校の入学試験の解答案を

作成し、それが市販されているという受験産業の現状に鑑みれば、一般的に「解答欄」及び「採点欄」が開示されると、受験生や受験予備校等がこれらの情報をできるだけ収集し、結果として記述式問題であるにもかかわらず、近似の解答が増加するなど、大学側の受験生の能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあるという実施機関の主張は、出題傾向が大きく変わらないという前提のもとでは否定し難い面も認められる。

(4) 本件各情報の開示の可否について

以上を踏まえて、本件各情報の開示の可否について検討するため、当審議会において本件各情報を見分したところ、以下のとおりであった。

本件文書の「解答欄」には、減点対象となった解答に係る記載や部分点として評価できる旨のコメント等、評価基準や採点方法を推測できるような採点者の書き込みは一切なく、解答に対する評価を意味する記号のみが記載されていた。

また、各大問の素点を合計した数学の合計得点と実施機関の主張等から、「採点欄」に記載された各大問の素点は明白である。

これらの点を考慮すると、本件各情報に限れば、これを開示したとしても、評価基準や採点方法の機微にわたる情報が推測されるおそれがあるとは認め難い。

一方、実施機関が、他の受験生から同種の請求が出され、情報が集約されるおそれがあるという懸念を抱いていることは一定理解できる。とはいえ、入学試験の透明性確保の観点から、より個別具体的かつ積極的な入試情報の開示が社会的に期待されているところ、受験生本人に対するより詳細な試験結果の開示も当然望まれるなかで、開示の可否を判断するに当たっては、開示することに伴う弊害や事務支障を画一的にとらえるのではなく、条例の趣旨を踏まえて、個別の事案に応じて適正に判断すべきである。

以上から、本件各情報を開示したとしても、今後の事務に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第19条第6号には該当しない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過 平成22年度諮問受理第5号

年 月 日	経 過
平成22年8月11日	諮問
平成22年9月16日	実施機関からの意見、説明の聴取
平成22年11月18日	不服申立人意見陳述
平成22年12月16日	審議（論点整理）
平成23年1月27日	審議（答申案）
平成23年2月17日	審議（答申案）
平成23年3月14日	審議（答申案）